

平成21年 2月23日

株主各位

東京都文京区本郷3丁目19番4号
ミハウジャパン株式会社
代表取締役 高島 順

当社の完全支配化のための定款の一部変更等及び
全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成21年2月20日開催の臨時株主総会及び普通株式の株主様による種類株主総会において、下記のとおり、当社定款の一部変更等及び当社による当社の全部取得条項付種類株式の全部取得について、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

定款の一部変更の件

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、平成20年11月1日に大阪証券取引所において上場廃止となりました。この背景の一つにありますのは、平成20年1月に発覚しました中国の天洋食品による冷凍餃子事件の風評被害であります。その後、この風評被害は収まりつつあり、業績も改善傾向にありましたが、同年8月に起こった一連のメラミン事件や同じく10月の冷凍インゲン事件の影響で、中国産食品に対する消費者の意識は再び厳しいものとなりました。これらの事件は、当社のみならず冷凍食品業界全体の収益に甚大な影響を及ぼす結果となり現在に至っております。

このような中で、いち早く生産・販売体制の立て直しを行い収益構造を改革するためには、迅速な経営判断による抜本的な対策が不可欠であると判断しております。そのためには、昨今の変化の激しい経営環境にスピーディかつ適切に対応できる体制作りが必要です。

この厳しい経営環境に対応していくために、当社の強みでもあります当社代表取締役である高島順の中国国内での人脈等を最大限に活用することで、他社との差別化をはかり事業の立て直しを進めて参る予定です。

以上を踏まえ、当社としましては、この当社代表取締役である高島順が取締役を兼務するワールドティケー有限会社の実質的な完全子会社となって、同氏の強みを十二分に発揮し経営戦略や施策等を柔軟かつ機動的に遂行していくことが最善であるとの結論に至りました。(以下、から までを総称して「本完全支配化手続」といいます。)

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付加する旨の定めを新設します。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。

会社法第171条並びに上記 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様(以下「本件株主様」といいます。)から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、ワールドティケー有限会社、高島順及び高島玉鳳以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。

上記 の手続の完了によりワールドティケー有限会社、高島順及び高島玉鳳のみが当社株主になる予定です。

本議案は、本完全支配化手続のうち を実施するものであります。

具体的には、会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第108条第1項第7号)、上記 は、当社普通株式に全部取得

条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種類株式を設けることとしております。なお、第3号議案にて説明申し上げますとおり、上記 における全部取得条項付種類株式の取得対価は当社A種類株式としております。

会社法第171条並びに上記 及び による変更後の当社定款の定めに従って、当社が臨時株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全てを取得した場合、上記のとおり、ワールドティケー株式会社、高島順及び高島玉鳳以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種類株式の数は、ワールドティケー株式会社、高島順及び高島玉鳳による当社の完全支配化が達成されるよう、1株未満の端数となる予定です。このように交付される当社A種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社A種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、当社が買い取ることを予定しております。当該売却の結果として本件株主様に交付される金銭の額については、ディスカунティッド・キャッシュフロー法(DCF法)及び純資産法の併用により当社株式の評価を行い、その結果、当社普通株式1株当たりの価格を446円と算定しました。当社は、利益相反の問題にも十分留意したうえで取締役会において慎重な討議を行い、現時点で株主様にお知らせする予定買取価格としては上記金額を設定することとしました。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本議案は、本完全支配化手続の として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は130,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、130,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は<u>129,900株</u>、A種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</p> <p>(A種類株式) 第5条の2 本会社の残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主(以下「A種株主」という)またはA種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者という」)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、A種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という)を支払う。A種株主またはA種登録</p>

		<p>株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1,485株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、全ての種類の株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第11条ないし第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
	(新設)	
第7条	(条文省略)	
第14条	(条文省略)	
	(新設)	
第15条	(条文省略)	
第34条	(条文省略)	

2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

第1号議案「1. 変更の理由」において説明申し上げておりますとおり、当社は、定款一部変更等により本完全支配化手続を実施する必要があるとの結論に至っております。

本議案は、本完全支配化手続のうち を実施するものであります。具体的には、第1号議案による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。本議案が承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合は、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

また、下記「2. 変更の内容」中の全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付される当社A種種類株式の割合については、1,485分の1株としております。なお、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成21年3月27日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。第1号議案の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第1号議案及び第3号議案について原案どおりご承認が得られること並びに普通株主様による種類株主総会において本議案の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件といたします。

りご承認が得られること、普通株式の株主様による種類株主総会において第2号議案の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が生じるものであります。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上